

福岡医療短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 福岡医療短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、歯科衛生士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備え、口腔医学に基づいた歯科医療を実践できる有能な人材を育成するとともに、もって医療、保健、福祉に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、福岡医療短期大学という。

(位置)

第3条 本学の位置を福岡市早良区田村二丁目15番1号に置く。

(自己評価等)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めるものとする。

(学科)

第5条 本学に歯科衛生学科を置く。

(定員等)

第6条 本学の入学定員は80人とし、収容定員を240人とする。

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第8条 学生の在学期間は、6年を超えることができない。

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を前期及び後期に分け、その期間は次のとおりとする。ただし、必要により短大学長は、これを変更することができる。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。ただし、必要により、短大学長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園記念日(学園が特に休業日として指定した場合)

(4) 春季休業日 3月15日から4月5日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで

(6) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

(教職員)

第12条 本学に短大学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

2 前項のほか、必要に応じて短大副学長を置くことができる。

(短大学長等の職務)

第12条の2 短大学長、短大副学長及び学科長の職務は次のとおりとする。

(1) 短大学長

短大学長は、理事長の命を受け、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(2) 短大副学長は、短大学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(3) 学科長は、上司の命を受け、校務を分掌する。

2 短大学長、短大副学長及び学科長の選任については別に定める。

第2章 教育課程及び課程修了の認定

(教育課程)

第13条 授業科目、その単位数(授業時間数)及び各年次配当は別表Iのとおりとする。

(単位)

第13条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮し、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる科目については、前項の規定にかかわらず、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第14条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修方法及び受験資格)

第15条 授業は、別表Iに掲げる授業科目につき、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

2 教育上必要がある場合は、全部又は一部の学生に対し、補講その他特別授業を行い、又はレポートその他宿題を課すことがある。

3 各授業科目について、出席日数が授業時間数の3分の2に達しない者及び実習については5分の4に満たない者には受験資格を与えない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条の2 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第15条の3 学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第15条の4 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として履修すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年次46単位、2年次46単位、3年次32単位とする。

(課程修了の認定)

第16条 課程修了の認定は、試験により行い、その合格者に対して所定の単位を与える。

(試験及び成績の評価)

第17条 前条の試験の成績は、優・良・可・不可の評語をもって表し、可以上を合格とする。

2 試験及び成績に関する事項は、別に定める。

(他の短期大学又は大学等における授業科目の履修等)

第18条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学等(外国の短期大学又は大学等を含む。)で履修した授業科目の修得した単位について、46単位を超えない範囲で、短大学長がこれを本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

第3章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第19条 本学の入学資格は次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教

育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験あるいは大学入学資格検定に合格した者

(8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

第20条 本学の入学及び再入学の時期は、学年の始めとする。

(入学志願手続)

第21条 入学志願者は、指定期日までに所定の入学検定料を添え、所定の手続により願出しなければならない。

(合格者の決定)

第22条 前条の手続を終了した者に対して、入学試験を行い、合格者を決定する。

(入学の手続及び入学許可)

第23条 合格者は指定の期日までに、所定の諸納付金を納付するとともに、次に掲げる所定の書類を短大学長に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 住民票記載事項証明書

2 短大学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第24条 前条第1項第1号の誓約書の保証人は2人とし、1人は原則保護者とする。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、学生納付金の納付義務及び学生の故意又は過失による本学に対する損害賠償義務に関し、責任を負う者でなければならない。

3 保証人が欠けたとき、又は保証人が前2項の要件を欠くに至ったとき、その他保証人の住所等の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(休学及び復学)

第25条 疾病その他やむを得ない理由により、3月以上修学することができないで休学しようとする者は、医師の診断書又はその理由を添え、保証人連名のうえ短大学長に願出で許可を受けなければならない。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第8条の在学期間に算入しない。

4 休学者が復学しようとする場合は、所定の手続により願出で、復学することができる。

(退学)

第26条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は

理由書を添え、保証人連名のうえ短大学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第 27 条 次の各号の一に該当する者は、短大学長が除籍する。

- (1) 学生納付金等の納付を怠り、督促を受けても納付しない者
 - (2) 第 8 条の在学期間又は第 25 条第 2 項の休学期間の経過した者
 - (3) 成業の見込みがない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (再入学)

第 28 条 第 26 条の規定により退学した者で再入学を希望する者は、理由書及び診断書(疾病の場合に限る。)を添え短大学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、審査のうえ短大学長は相当の学年に再入学を許可することができる。

(転入学及び編入学)

第 29 条 本学に転入学及び編入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可することがある。

(卒業の要件)

第 30 条 本学を卒業するためには、第 7 条に規定する年限以上在学し、別表 I に定める教育課程を履修し卒業試験に合格しなければならない。

(卒業)

第 31 条 本学所定の課程を修了し、かつ卒業試験に合格した者については、短大学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第 31 条の 2 卒業を認定された者には、福岡医療短期大学学位規程の定めるところにより短期大学士(歯科衛生学)の学位を授与し、「卒業証書・学位記」を交付する。

(表彰)

第 32 条 学業成績が優秀で他の学生の模範となる学生は、短大学長が表彰することがある。

(懲戒)

第 33 条 学生が本学の規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、短大学長は、これを懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行が不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者
- (3) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒の手続きは別に定める。

第4章 入学検定料及び学生納付金等

(入学検定料及び学生納付金等)

第34条 入学検定料及び学生納付金等の額は、別表Ⅲのとおりとする。ただし、特別の事情がある者に対しては減免することがある。

2 入学検定料は出願と同時に、入学金、その他入学時納付金は入学手続締切日までに納付しなければならない。

3 授業料その他の毎年度納付する学生納付金は、次の2期に分けて納付することができる。

前 期 4月30日(新入生については所定の期日)まで

後 期 10月31日まで

(入学辞退者の既納の入学時学生納付金等)

第35条 入学手続完了後において、やむを得ず入学を辞退する場合、別に定める期日までに入学辞退届を短大学長に提出して受理された者に限り、入学金以外の入学時学生納付金等を返還することができる。ただし、推薦入学(専願)においては、これを返還しない。

(前期退学者等の学生納付金)

第35条の2 前期に年額を納入した者が学年の前期に退学し、又は除籍された場合においては、後期分の納付金を返戻することがある。

(休学者の学生納付金)

第36条 休学者の学生納付金については、前期又は後期の全期間を休学した場合は、当該休学時に係る学生納付金は当該期分の2分の1を免除する。ただし、学期の途中で休学した場合は、当該期分の学生納付金は免除しない。

2 前項の該当者が、既に学生納付金を納入しているときは、前項の免除額は次期以降の学生納付金に振替える。

(特別奨学生)

第37条 特に学業優秀であり、品行方正かつ健康な学生には、これを特別奨学生として学生納付金の一部を免除する制度を置く。

2 特別奨学生に関する事項は、別に定める。

(手数料及び追・再試験受験料)

第38条 各種証明書の交付を請求する者又は追・再試験を受ける者は、所定の手数料又は追・再試験受験料を納付しなければならない。

第5章 科目等履修生、研修生、委託生、外国人学生、長期履修学生及び社会人等入学

(科目等履修生、研修生及び委託生)

第39条 本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、第15条及び第16条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 公の機関等から、研修又は委託の申し出があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、研修生又は委託生等として入学を許可することがある。

4 科目等履修生、研修生及び委託生等に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人学生、長期履修学生及び社会人入学)

第 40 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人学生に関して必要な事項は、別に定める。

3 長期履修学生として本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ入学を許可することがある。

4 長期履修学生に関して必要な事項は、別に定める。

5 社会人で、本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ入学を許可することがある。

6 社会人入学に関して必要な事項は、別に定める。

第 6 章 教授会

(教授会)

第 41 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、短大学長、短大副学長、学科長、教授、准教授及び講師をもって構成する。

3 この学則に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(審議事項)

第 42 条 教授会は、短大学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして短大学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、短大学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び短大学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 7 章 情報図書館分室

(情報図書館分室)

第 43 条 本学に情報図書館分室を置く。

2 情報図書館分室に関する事項は、別に定める。

第 8 章 その他

(公開講座)

第 44 条 本学は、社会一般の成人を対象とし、学術の向上と生涯学習の進展のために公開講座を開催する。

(健康診断)

第 45 条 健康診断は、毎年 1 回別に定めるところにより実施する。

第 9 章 専攻科

(目的)

第 46 条 歯科衛生学科に専攻科口腔保健衛生学専攻(以下「本専攻科」という。)を置き、学科における基礎的知識の上に、更に専門的知識及び高度な技術を教授し、応用能力を備えた指導者となりうる質の高い歯科衛生士を育成することを目的とする。

(定員)

第 47 条 本専攻科の入学定員は 20 人とし、収容定員を 20 人とする。

(修業年限及び在学期間)

第 48 条 本専攻科の修業年限は 1 年とする。

2 学生の在学期間は、2 年を超えることができない。

(入学資格)

第 49 条 本専攻科の入学資格は、次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 3 年制の短期大学の歯科衛生に関する学科を卒業した者で歯科衛生士免許を有する者

(2) 大学への編入学が認められた修業年限 3 年以上の専修学校の歯科衛生に関する専門課程を修了した者で歯科衛生士免許を有する者

(3) 外国において、学校教育における 15 年の課程を修了し、前各号に規定する者に相当する者

(4) 本専攻科において、前各号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者

(教育課程)

第 50 条 本専攻科において開設する授業科目その単位数及び各年次配当は、別表Ⅱのとおりとする。ただし、必要により短大学長は変更することができる。

(修了の要件)

第 51 条 本専攻科を修了するためには、1 年以上在学し、別表Ⅱに定めるところにより 31 単位以上を取得しなければならない。

(修了)

第 52 条 本専攻科所定の課程を修め、修了を認定された者には、修了証書を授与する。

(入学検定料及び学生納付金等)

第 53 条 本専攻科における入学検定料及び学生納付金等の額は、別表Ⅳのとおりとする。ただし、特別の事情がある者に対しては減免することがある。

2 入学検定料は出願と同時に、入学金その他入学時納付金は入学手続締切日までに納付しなければならない。

(準用規定)

第 54 条 第 9 条から第 11 条まで、第 15 条の 1 から第 15 条の 3 まで、第 16 条から第 17 条まで、第 20 条から第 27 条まで、第 32 条から第 38 条までの規定は、専攻科にこれを

準用する。この場合において、第15条第1項中「別表Ⅰ」とあるのは、「別表Ⅱ」に、第25条第2項中「2年」とあるのは「1年」に、第34条第1項中「別表Ⅲ」とあるのは「別表Ⅳ」に読み替え、第27条第1項第2号中の在学期間は2年とする。

2 その他本専攻科に関して必要なことは、別に定める。

第10章 定型約款

(定型約款)

第55条 この学則及び本学が定めるその他諸規則（以下「本約款」という。）を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。

2 本約款は、民法第548条の4の規定により、変更することがある。

3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を本学のホームページに記載し、インターネットによる公開の方法により周知する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年10月15日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年3月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年1月17日から施行し、平成18年1月17日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年3月24日から施行し、第19条第5号の規定については平成18年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年11月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年1月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年7月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年1月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年3月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年5月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年度において保健福祉学科の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、100人とする。

附 則

この学則は、平成20年9月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年10月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年3月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。ただし、第34条の改正規定は平成22年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第34条別表Vについては、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年9月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年3月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第34条第3項、別表IV及びVについては、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前の入学者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年9月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年2月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年9月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成26年3月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成26年9月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成27年3月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成27年10月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成30年2月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成31年2月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 保健福祉学科は募集を令和2年度より停止し、令和2年3月31日在籍の者がいなくなった時をもって、廃止する。
- 3 第6条に規定する学生定員は、令和2年度から令和3年度までは、次のとおりとする。

学科	年度	令和2年度		令和3年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
歯科衛生学科		80	240	80	240
保健福祉学科		0	40	0	0

- 4 第1条、第5条、第7条、第8条、第13条、第15条、第15条の4、第18条、第28条、第29条、第30条、第31条の2、第34条の規定は、令和2年度入学生から適用し、令和元年度以前の入学生については従前の規定による。

附 則

この学則は、令和2年11月17日から施行する。ただし、第24条の改正規定は令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については従前の規定による。

別表 I (歯科衛生学科)

科 目		科目番号	時間数	単位	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
基礎分野	科学的思考の基盤	生物学	DH011001	30	1	30				
		情報処理概論 I	DH011002	18	1		18			
		情報処理概論 II	DH021003	18	1			18		
		情報処理実習 I	DH011004	42	1		42			
		情報処理実習 II	DH021005	42	1			42		
	人間と社会生活の理解	経済学	DH021011	30	1			30		
		英語 I	DH011012	60	2	30	30			
		英語 II	DH021013	30	1			30		
		キャリアデザイン	DH021014	20	1				20	
		健康生理学 I	DH011015	30	1	30				
		健康生理学 II	DH011016	30	1		30			
		解剖学	DH011101	30	2	30				
専門基礎分野	人体の構造と機能	全身疾患の病態・生理	DH021102	30	2		30			
		歯・口腔の構造と機能	口腔組織学	DH011111	30	2	30			
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	DH011112	30	1		30			
		口腔生理学	DH011113	30	2	30				
		口腔生化学	DH011114	30	2		30			
	疾病の成り立ちと回復の促進	口腔病理学	DH011121	30	2		30			
		口腔微生物学	DH011122	30	2	30				
	歯・口腔の健康と予防に関する人間と社会の仕組み	歯科薬理学	DH011123	30	2		30			
		口腔衛生学 I	DH011131	30	2	30				
		口腔衛生学 II	DH011132	30	2		30			
		歯科衛生統計	DH031133	18	1				18	
		衛生学・公衆衛生学	DH021134	30	2			30		
衛生行政		DH031135	18	1				18		
専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	DH011201	30	1	30				
		看護学総論	DH021202	30	1			30		
	臨床歯科医学	歯科臨床概論	DH011211	30	1	30				
		歯科保存修復・歯内治療学	DH011212	30	1		30			
		歯周病治療学	DH021213	30	1			30		
		歯科補綴学	DH011214	30	1		30			
		口腔外科学	DH011215	30	1		30			
		小児歯科学	DH011216	30	1		30			
		矯正歯科学	DH011217	30	1		30			
		高齢者・障害者歯科学	DH021218	30	1			30		
		歯科麻酔学・歯科放射線学	DH021219	30	1				30	
	歯科予防処置論	歯科予防処置論(講義) I	DH011221	20	1	20				
歯科予防処置論(講義) II		DH021222	18	1			18			
歯科予防処置実習 I		DH011223	40	1	40					
歯科予防処置実習 II		DH011224	40	1		40				
歯科予防処置実習 III		DH021225	40	1			40			
歯科保健指導論	歯科予防処置実習 IV	DH021226	80	2			80			
	歯科予防処置実習 V	DH021227	40	1				40		
	歯科保健指導論(講義) I	DH021231	20	1			20			
	歯科保健指導論(講義) II	DH021232	18	1				18		
	栄養学	DH021233	30	1			30			
	食育	DH021234	24	1				24		
	歯科保健指導実習 I	DH011235	30	1	30					
	歯科保健指導実習 II	DH011236	30	1		30				
歯科診療補助論	歯科保健指導実習 III	DH021237	30	1			30			
	歯科保健指導実習 IV	DH021238	30	1				30		
	歯科診療補助論(講義) I	DH011241	20	1	20					
	歯科診療補助論(講義) II	DH021242	24	1				24		
口腔介護論	歯科材料学	DH011243	30	1	30					
	歯科診療補助実習 I	DH011244	40	1	40					
	歯科診療補助実習 II	DH011245	40	1		40				
	歯科診療補助実習 III	DH021246	40	1			40			
口腔介護論	歯科診療補助実習 IV	DH011247	40	1				40		
	口腔介護論	DH021251	30	1				30		
臨床・臨地実習	口腔介護技術	DH021252	44	1				44		
	臨床実習(含口腔介護施設実習)	DH031261	900	20					450	
総括	口腔保健テーマ別講義	DH031271	60	2					60	
	卒業研究	DH031272	50	2					50	
必修合計			2902	98	480	530	480	348	504	560
選択必修分野	選択必修分野	コミュニケーションスキル	DH022301	30	2				30	
		接遇	DH022302	30	2				30	
		中国語	DH022303	30	2				30	
		韓国語	DH022304	30	2				30	
		物理学	DH012305	18	1	18				
		化学	DH012306	18	1	18				
		心理学	DH022307	30	2			30		
		倫理学	DH022308	30	2				30	
		介護研修 I	DH022309	24	2				24	
		介護研修 II	DH022310	32	2				32	
		介護研修 III	DH022311	24	2					24
		介護研修 IV	DH022312	60	3					60
		介護研修 V	DH022313	32	2					32
選択合計			388	25	36	0	116	236	0	0
総計			3290	123	516	530	596	584	504	560

講義15時間～30時間を1単位、実習30時間～45時間を1単位とする。

選択必修分野から7単位を履修する。

別表Ⅱ (専攻科口腔保健衛生学専攻)

科 目	科目番号	単位数(時間数)			摘 要	修 得 すべき 単位数	備 考
		1 年 次		計			
		前期	後期				
英 会 話	HP211001	(30)	(15)	3(45)	必 修	3	
研 究 方 法 論 *	HP212002	(30)		2(30)	選 択	2	1科目2単位選択
情 報 処 理 演 習 *	HP212003	(30)		2(30)	選 択	2	
社 会 保 障 特 論 **	HP212101		(30)	2(30)	選 択	2	1科目2単位選択
老 人 ・ 障 害 者 福 祉 論 **	HP212102		(30)	2(30)	選 択	2	
健 康 の 科 学	HP211103	(30)		2(30)	必 修	2	
歯 科 看 護 学	HP211104		(15)	1(15)	必 修	1	
口 腔 介 護 特 論	HP211201		(30)	2(30)	必 修	2	
口 腔 保 健 管 理 学	HP211202	(30)		2(30)	必 修	2	
先 端 臨 床 歯 科 学	HP211203	(30)		2(30)	必 修	2	
専 攻 研 究	HP211204		(60)	4(60)	必 修	4	
地 域 口 腔 介 護 実 習	HP211205		(45)	1(45)	必 修	1	
歯 科 臨 床 実 地	HP211206	(225)	(225)	10(450)	必 修	10	
必 修 計		(345)	(390)	27(735)			
選 択 計		(60)	(60)	8(120)			
合 計		(405)	(450)	35(855)		31	修了必要単位数

* 研究方法論または情報処理演習を自由に選択

** 社会保障特論または老人・障害者福祉論を自由に選択

別表 Ⅲ (歯科衛生学科)

入学検定料及び学生納付金等

1. 入学検定料					27,000円
2. 入 学 金					300,000円
3. 授 業 料					
	年 額				420,000円
	分納する場合	前 期			210,000円
		後 期			210,000円
4. 実験実習費					
	年 額				150,000円
	分納する場合	前 期			75,000円
		後 期			75,000円
5. 施設維持費					
	年 額				300,000円
	分納する場合	前 期			150,000円
		後 期			150,000円
6. 諸手数料等					下記のとおり

(単位 円)

区 分			金 額
証 交 付 明 手 数 書 料	成績証明書・卒業(見込) 証明書・在学証明書・ その他証明書	1枚につき	300
	学 生 証 再 交 付	1件につき	500
	臨 時 学 生 証	1枚につき	300
	追 試 験 受 験 料	1科目につき	1,000
	再 試 験 受 験 料	1科目につき	1,000

別表 IV (専攻科口腔保健衛生学専攻)

入学検定料及び学生納付金等

1. 入学検定料	20,000円
2. 入学金	100,000円 (本学卒業生は半額とする。)
3. 授業料	
年額	300,000円
分納する場合	前期 150,000円 後期 150,000円
4. 諸手数料等	下記のとおり

(単位 円)

区 分		金 額
証 交 付 明 手 数 書 料	成績証明書・卒業(見込) 証明書・在学証明書・ その他証明書	1枚につき 300
	学 生 証 再 交 付	1件につき 500
	臨 時 学 生 証	1枚につき 300
追 試 験 受 験 料	1科目につき	1,000
再 試 験 受 験 料	1科目につき	1,000